

兵庫県警察本部告示第177号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項及び兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）第13条の規定に基づく聴聞について、道路交通法第104条の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年6月4日

兵庫県警察本部長 小西 康 弘



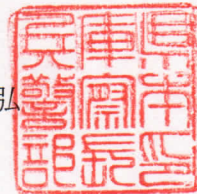
- 1 聴聞の期日  
令和7年6月17日 午前9時から
- 2 聴聞の場所  
明石市荷山町1649番地の2  
兵庫県警察本部交通部運転免許課 聴聞会場

兵庫県警察本部告示第178号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項及び兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）第13条の規定に基づく聴聞について、道路交通法第104条の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年6月4日

兵庫県警察本部長 小西 康 弘



1 聴聞の期日

令和7年6月17日 午後1時から

2 聴聞の場所

養父市八鹿町朝倉下台48番地5

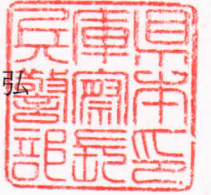
兵庫県警察本部交通部運転免許課但馬運転免許センター 聴聞会場

兵庫県警察本部告示第182号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項及び兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）第13条の規定に基づく聴聞について、道路交通法第104条の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年6月4日

兵庫県警察本部長 小西 康 弘



- 1 聴聞の期日  
令和7年6月19日 午前9時から
- 2 聴聞の場所  
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部本館1階 聴聞会場

兵庫県公安委員会告示第112-3号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項の規定に基づく聴聞について、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年6月4日

兵庫県公安委員会

委員長 津田 隆雄



1 聴聞の期日

令和7年6月19日 午後1時から

2 聴聞の場所

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

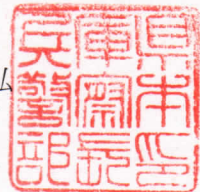
兵庫県警察本部本館1階 聴聞会場

兵庫県警察本部告示第179号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項及び兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）第13条の規定に基づく聴聞について、道路交通法第104条の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年6月4日

兵庫県警察本部長 小西 康 弘



- 1 聴聞の期日  
令和7年6月24日 午前9時から
- 2 聴聞の場所  
明石市荷山町1649番地の2  
兵庫県警察本部交通部運転免許課 聴聞会場